長浜市病院事業公告

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

　長浜市立湖北病院医事業務等委託及び長浜市立湖北病院医師事務作業補助業務及び病棟クラーク業務に係る労働者派遣業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

　令和５年９月４日

長浜市病院事業管理者　髙折　恭一

１　業務の概要

（１）業務の名称　　長浜市立湖北病院医事業務等委託及び長浜市立湖北病院医師事務作業補助業務及び病棟クラーク業務に係る労働者派遣業務

（２）業務の目的　　長浜市立湖北病院における患者受付業務から診療報酬請求業務に至る医事業務全般並びに医師事務作業補助業務及び病棟クラーク業務に係る労働者派遣業務を、専門知識並びに経験と実績を有した業者が実施することにより、医事業務等が効率的かつ円滑に遂行されるとともに、適正な事業収入の確保を図ることを目的とする。

（３）業務の内容　　医事業務等委託業務及び医師事務作業補助業務及び病棟クラーク業務に係る労働者派遣業務

（４）業務期間　　　令和６年３月１日から令和１０年２月２９日まで（４年間）

　　　　　　地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約

２　参加資格

（１）１の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

ア　日本国内において、過去５年以内に病床数１００床以上の病院での医事事務の受託実績及び医師事務作業補助業務又は病棟クラーク業務に係る労働者を派遣した実績が３年以上を有する者であること。

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

エ　長浜市及び長浜市病院事業から入札参加停止措置を現に受けていないこと。

オ　市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であるこ

と。

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

キ　次のＡからＦまでのいずれの場合にも該当しないこと。

Ａ　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

Ｂ　暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

Ｃ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

Ｄ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

Ｅ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

Ｆ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（２）プロポーザルに参加できる者は、令和５年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されているかどうかを問わない。ただし、資格者名簿に登録されていない者は、参加資格を有しているか確認するので、参加を希望する者は、下記４（５）に記載されている書類の他に次に掲げる書類を提出すること。

ア　法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

イ　個人にあっては、身分証明書

ウ　法人にあっては、国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）及び市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）

エ　個人にあっては、国税（所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（個人事業税）及び市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）

３　選考方法

　　上記２の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びヒアリング審査（プレゼンテーション）を行い、その内容を長浜市立湖北病院医事業務等委託及び長浜市立湖北病院医師事務作業補助業務及び病棟クラーク業務に係る労働者派遣業務プロポーザル選定委員会において評価し、候補者の選定を行う。

　　なお、審査方法については次とおりとする。

（１）選定は、長浜市立湖北病院において組織するプロポーザル選定委員会で提出書類に基づき、適正かつ公正に行う。

（２）選定は、提出された会社概要等による実績、見積価格、企画提案書による評価、提案内容等についてのプレゼンテーションにより行う。

（３）候補者は、プロポーザル選定委員会の審査で最も高い評価を受けた者を選定する。

ただし、同選定委員会での評価点が同点の場合は、担当者評価の評価得点が最も高い者を候補者に選定する。

（４）提案者が１者のみの場合、提案者が獲得した合計得点から事業費評価部分の評価得点を除いた得点の１００点満点換算値が６０点以上であれば候補者として選定する。

（５）選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。

（６）審査結果通知後、候補者と仕様書の内容に関する協議を行い、契約締結交渉を行う。契約締結交渉が不調の時は、次点候補者と契約締結交渉を行う。

（７）失格となる場合

　　　審査の結果、次の場合は、失格とすることがある。

　ア　提出書類に不備がある場合

　イ　ヒアリング審査に不参加の場合（正当な理由なく５分以上遅れた場合を含む。）

　ウ　提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合

　エ　上記のほか、選定委員会が候補者としてふさわしくないと判断した場合

４　応募手続等

（１）担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

　　　〒529-0493　滋賀県長浜市木之本町黒田１２２１番地

長浜市立湖北病院　医事課（担当　藤原・小林）

　　　電話　0749-82-3315　ファクシミリ　0749-82-6148

　　　電子メールアドレス　[kkh-iji@city.nagahama.lg.jp](mailto:kkh-iji@city.nagahama.lg.jp)

（２）実施要領等の交付

　　　実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア　交付期間　　　令和５年９月４日（月）から令和５年９月１２日（火）

午前１０時まで

　イ　交付　　　　　長浜市立湖北病院ホームページからダウンロードすること。

　ウ　交付する書類　実施要領、仕様書等

（３）現場説明会

ア　実施日時　　　令和５年９月１２日（火）午前１０時００分から

イ　実施場所　　　長浜市立湖北病院　本館２階　講義室

ウ　その他　　　　正当な理由なく説明会を欠席した者は、失格とする。欠席される場合は、令和５年９月１２日（火）午前９時００分（必着）までに、欠席の理由を明記した欠席届を提出すること。欠席届の様式は任意とし、持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、期限までに上記４（１）の提出先へ到着したものに限り受け付けるものとし、いかなる事情があっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

（４）実施要領等に対する質問及び回答

　ア　実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記２の参加資格を満たしている者とする。

イ　質問方法

Ａ　質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参、ＦＡＸも可。）

Ｂ　送信メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦８桁）、会社名」を入力し、１ファイルに質問事項をまとめてそれを添付して送信すること。

　　Ｃ　受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

ウ　質問期限　　　令和５年９月１４日（木）午後２時００分まで（必着）

期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

エ　回答方法　　　質問書送信アドレス宛に電子メールで返信するとともに、長浜市立湖北病院ホームページにおいても掲載する。

オ　回答日　　　　令和５年９月２１日（木）予定

（５）プロポーザル参加申込書の提出

ア　提出期限　　　令和５年１０月２日（月）午後２時まで

イ　提出先　　　　上記４（１）に同じ。

ウ　提出方法　　　参加申込書（様式は実施要領に添付）に添付書類とともに書面にて提出すること。

エ　添付書類

Ａ　業務実績（様式は実施要領に添付）

Ｂ　市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であることを証明する書類

Ｃ　医事業務等受託実績及び労働者派遣業務実績を証明する書類の写し（任意様式、委託契約書の写し又は受託関係が証明できる書類等を添付すること。）

Ｄ　労働者派遣事業許可証の写し

（６）参加資格結果通知

ア　通知方法　　　参加資格要件を審査して、参加資格を有すること、又は参加資格を有することが認められない旨を文書で通知する。

イ　通知日　　　　令和５年１０月５日（木）発送

（７）企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者で、プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア　提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 様式 | 提出数量 |
| ① | 企画提案書（表紙＋本紙） | 任意様式 | １０部 |
| ② | 見積書 | 実施要領に添付 | １部 |
| ③ | 各業務人員配置計画 | 実施要領に添付 | １０部 |
| ④ | 会社（企業）の概要 | 実施要領に添付 | １０部 |
| ⑤ | 業務実績 | 実施要領に添付 | １０部 |

※注意事項　見積書は封筒等に封入し、割印を押印すること。

イ　提出場所　　　上記４（１）に同じ。

ウ　提出方法及び期限

Ａ　持参による提出　令和５年１０月１７日（火）

Ｂ　郵送による提出　郵便書留とし、令和５年１０月１７日（火）必着のこと。

エ　留意事項　　　実施要領の作成方法に従って、企画提案書を作成すること。

（８）ヒアリング審査（プレゼンテーション）

ア　実施日　　　　令和５年１０月２６日（木）午後１時３０分から

イ　実施場所　　　長浜市立湖北病院　本館１階　交流ラウンジ

ウ　提案時間　　　２０分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

　　　　　　　　※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合あり。

エ　質疑応答　　　１５分間

オ　参加人数　　　３人以内

　カ　留意事項

Ａ　プレゼンテーションの方法は任意とするが、プレゼンテーションで使用するパソコン、プリンター、プロジェクター、スクリーン等の機材は、参加者にて用意すること。また、プロジェクターを使用する場合は、事前に連絡すること。

Ｂ　応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

Ｃ　本業務の責任者（採用された場合に、契約、総括責任者等を含む長浜市立湖北病院に関する責任者となる者）は必ず参加すること。

（９）その他

　ア　失格となる企画提案書

企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知する。

Ａ　提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

Ｂ　指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

Ｃ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

Ｄ　虚偽の内容が記載されているもの。

イ　その他

Ａ　提出されたすべての書類は、返却しない。

Ｂ　提出後の差し替え及び追加・削除は認めない

Ｃ　提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利

用しない。

Ｄ　必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

Ｅ　企画提案書の提出は１者につき１案とする。

Ｆ　提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

Ｇ　提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

５　その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。